

# 普及センター

# もりおか 7月

インターネットでオールカラーの記事が読めるよ！

いわてアグリベンチャーネット 普及センターもりおか

検索

第193号令和元年6月24日発行

盛岡農業改良普及センター

盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎

TEL 019-629-6730 FAX 019-629-6739

## あなたもGAPを実践しましょう！

### GAPとは？

- GAP(Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動の持続性を確保することを目的に、食品安全、環境保全、労働安全などに関する法令を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行い、よりよい農場経営を実現するための取り組みのことです。
- GAPを実践することにより、労働者の安全、消費者の安全・安心、環境保全に係るリスクを低減することができます。
- GAPを実践することは、特別なことをするわけではなく、当たり前に行っていることを記録、点検し、第三者にもわかるように“見える化”することです。
- GAPの考え方は“カイゼン”の考え方に通じており、GAPを導入した農場においては経営改善にも役立っています。



### 【JGAP 認証農場の実際の写真】

- 工具の置き場を決めることで、「探す」手間を省けます。  
(年間で150時間探し物をしていくといった調査結果もあります。)
- 無くしてもすぐに発見することができ、対処が早くなります。  
(工具が野菜と一緒に梱包されてしまえば大問題です。)

## 岩手県版GAPを実践する！

- 県版GAPの取組内容は、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」に関するのみで、点検項目数も少なく、取り組みやすくなっています。
- また、県版GAPには、「基本様式」と「レベルアップ様式」がありますが、まずは、「基本様式」に取り組んでみましょう。
- GAPを導入した経営体では、在庫の削減や家族・従業員の自主性、責任感が向上したなどの効果がありました。

### 食品安全

<取組内容>

- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と保管



(帽子・マスク・手袋着用での選果作業)

### 環境保全

<取組内容>

- ・適切な施肥
- ・廃棄物の適正処理・利用



(廃棄物を分別して処理)

### 労働安全

<取組内容>

- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用



(危険個所に警戒用テープを巻き付け)

## 県版GAPの「確認」を受ける！

- 県版GAPにも、第三者の証明を受ける「確認」の仕組みがあります。
- 「確認」を受けるためには、基本様式に加えレベルアップ様式にも取り組むことが必要です。
- 確認の申請は、事前に県様式のチェックシートによる点検に基づく改善と帳簿等の整備を行った上で行います。
- 県は申請を受けて現地確認調査を行い、審査会で認められると登録証が交付されるとともに、登録者の氏名等が県のホームページで公表されます。なお、確認に係る経費は、無料です。
- 登録の期間は、1年間です。延長する場合は、再度、現地確認を受けます。

- 盛岡普及センターでは、GAPの実践を勧めています。
- また、県版GAPの確認登録を希望する経営体の指導、JGAP等の認証を検討する経営体の支援を行っています。
- 詳しい説明を希望する場合は下記にお問い合わせください。

電話：629-6733(担当：田中)